

事 務 連 絡
平成20年 6 月 1 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(タイ産 Kan-Jong(キバナオモダカ以下同じ。)及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正:平成20年6月5日付け食安輸発第0605001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タイ産生鮮 Kan-Jong において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

タイ産 Kan-Jong 及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

- (1) RANDY & GRACE CO., LTD.が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、E P Nに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(E P Nを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名: 生鮮 Kan-Jong(キバナオモダカ)
2. 生 産 国: タイ
3. 輸 出 者: RANDY & GRACE CO., LTD.
4. 検査結果: E P N 0.04ppm(基準値: 0.01ppm)
5. 検 疫 所: 名古屋検疫所中部空港検疫所支所
(届出受付番号: 第54000914140号2欄)
6. 輸 入 者: 美味商事 株式会社